

# 鳥取縣公報

昭和二十二年三月十五日

外 嘉

## 訓 令

◇鳥取縣訓令甲第七號

市町村長

選舉管理者

昭和二年八月鳥取縣訓令甲第二十六號縣會議員選舉事務規程は、昭和二十二年三月十三日限り廢止する。

昭和二十二年三月十五日

鳥取縣知事 吉 田 忠

告 示

◇鳥取縣告示第六號

昭和十年八月鳥取縣告示第四百五十三號(縣會議員選舉二開スル市町村ノ投票権)は昭和二十二年三月十三日限り

選舉管委員會告示第八號  
昭和二十二年四月五日執行の鳥取縣知專選舉の選舉長及び選舉委員有と並其職務を代理する者を次の通り選任した

これを廢止する。

昭和二十二年三月十五日

鳥取縣知事 吉 田 忠

◇鳥取縣告示第一百七號

昭和二十二年四月五日執行の鳥取縣知事候補者一人の選舉運動費用の限度は次の通りである。

昭和二十二年三月十五日

鳥取縣知事 吉 田 忠

二萬五千圓

選舉告示

00653

昭和二十二年三月十五日

昭和二十二年三月十五日

卷之二

名 氏名 住

一、日時 昭和二十二年

選任年月日	職名	氏名	住所
昭和二十二年三月十五日	選舉長	太田英雄	鳥取市東町二百二十八番二地
同	代理する者	上根政幸	同
同	ときその職務を	濱坂四百六十四番地	所

二、場所　鳥取縣廳

◆選舉管理委員會告示第九號

事候補者の推薦届出があつた  
昭和二年三月十五日

昭和二十一年四月五日執行の鳥取縣知事選舉の投票日時を  
次の通り定める。

日和上

昭和二十一年三月十五日

候補者事  
住所鳥取市西町二百七十一  
氏名君野順三  
職業

△選舉管理委員會告示第十號  
昭和二十二年四月五日執行の鳥取縣知事の選舉のため實行する選舉公報の掲載文編載順序のくじを次の日時、場所で行う。

鳥取市西町九十三番地  
住 所  
生年月日  
明治三十一年九月二十六日

昭和二十二年三月十五日開刊  
選和二十二年三月十五日發行  
帝 取 種 公 報  
(昭和四年四月七五日 第三種郵便物類可)

鳥取縣鳥取市葉町  
行者原町鳥取市葉町  
行者原町鳥取市葉町